

参考資料

(1) 自転車のルールに関するアンケート調査

アンケート方法 : インターネット調査
 アンケート実施期間 : 令和5年10月
 アンケート回収数 : 407サンプル
 アンケート回収条件 : 現住所「新潟市」
 自転車に乗る頻度「1ヶ月に2, 3回以上」

回答者属性

1) 性別

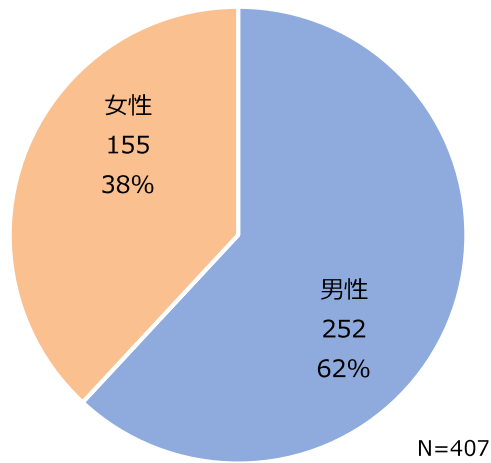


図-1 性別

2) 年代

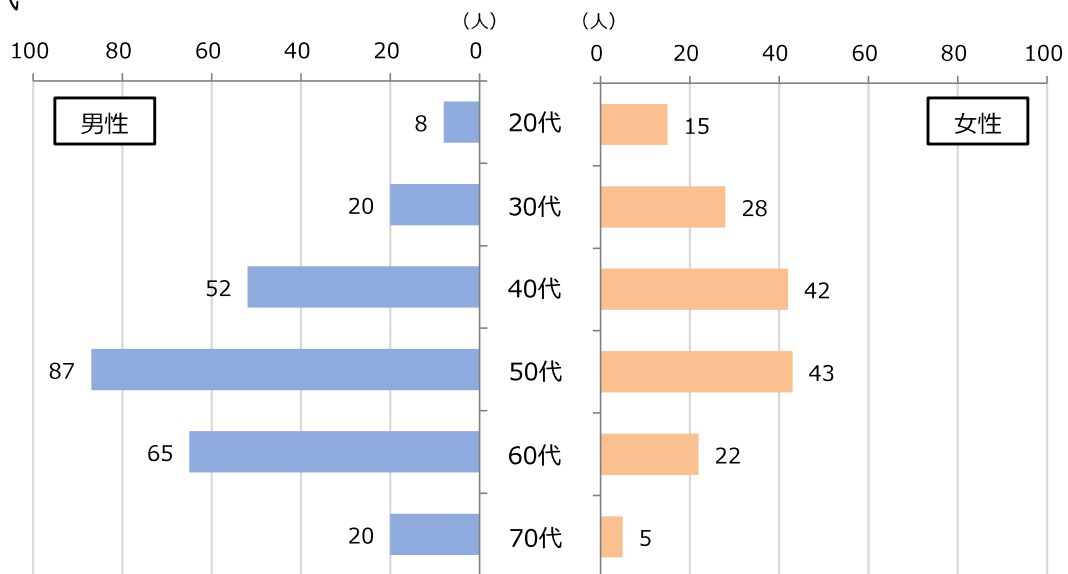


図-2 年代

- 設問1** 自転車に関するルールのうち、あなたが知っているものすべてにチェックをつけてください。(複数回答可)
- ・「自転車が原則車道の左側通行」が約9割で最も認知度が高く、「歩道を通行できる条件」が約6割で認知度が最も低いです。

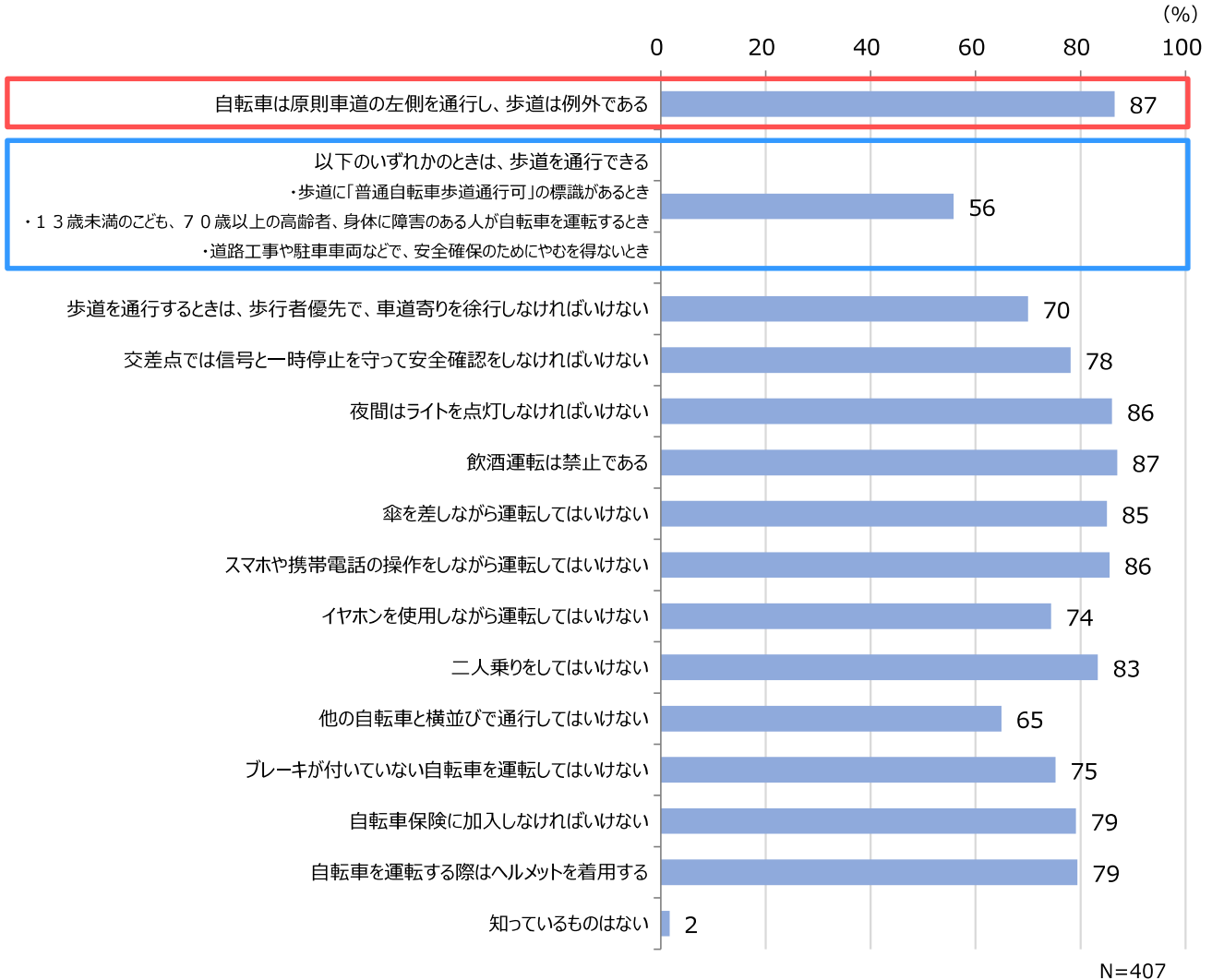


図-3 自転車に関するルールの認知度

設問2 あなたが普段自転車で走行する際、主にどこを走っていますか？

- 「車道の左側」が約7割、「歩道」が約2割を占めています。

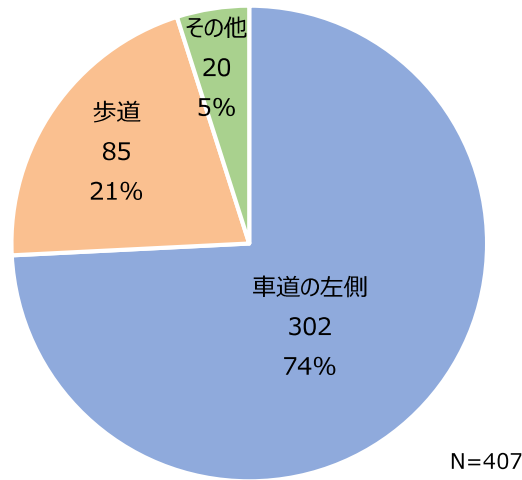


図-4 自転車で普段走行する際に主に走る場所

設問3 設問2で「歩道」と回答した人に聞きます。あなたが歩道を走行する理由を教えてください。（複数回答可）

- 「車との接触が怖いから」が約9割で最も多いです。

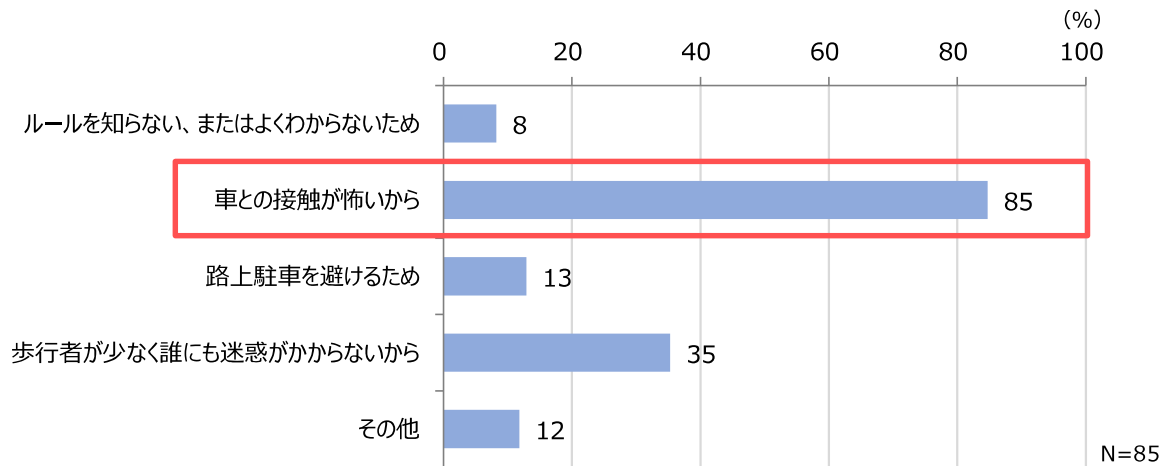


図-5 歩道を走行する理由

- 設問4** 設問2で「車道の左側」と回答した人に聞きます。あなたが自転車で車道を走行する時、どのように感じますか？（複数回答可）
- 「車との接触を怖く感じる時がある」が約8割で最も多く、次いで「路上駐車を邪魔に感じる時がある」が約5割を占めています。

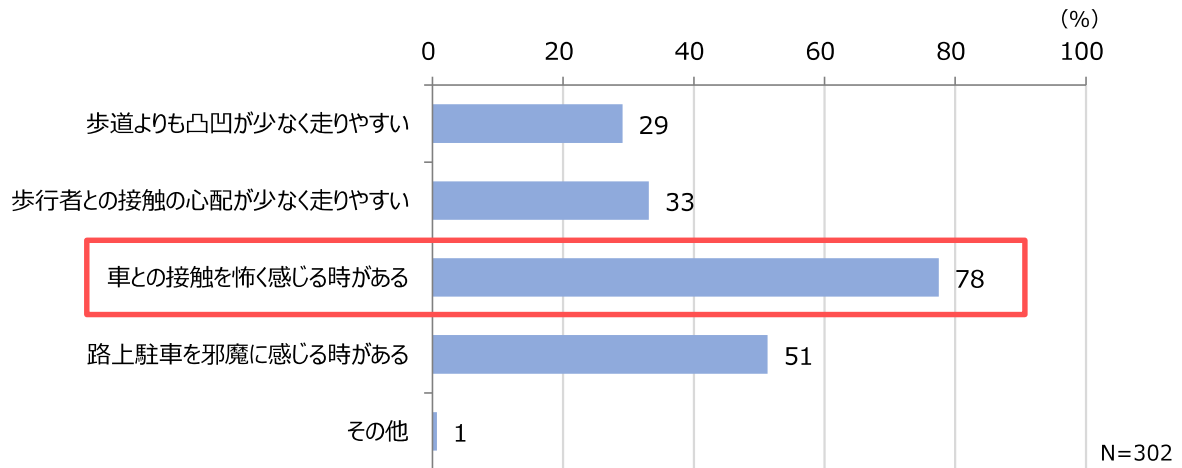


図-6 自転車で車道を走行する時に感じる事

- 設問5** 自転車走行空間についてどう思いますか？（複数回答可）
- 「正しい走る場所や方向がわかりやすい」が約5割で最も多いです。

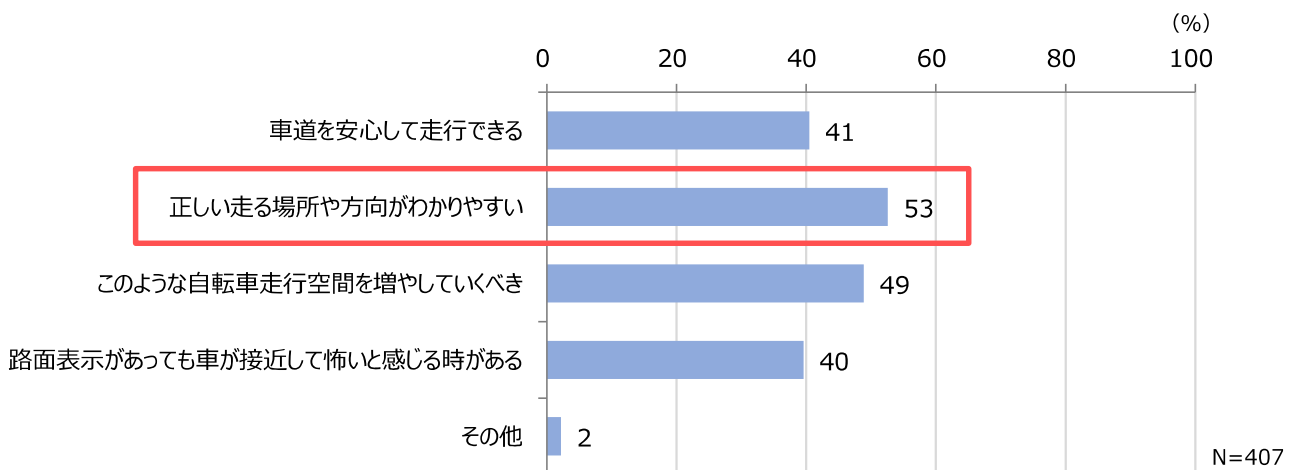


図-7 自転車で車道を走行する時に感じる事

設問6 あなたが車を運転していて、車道上での自転車運転者の行為について危ないと感じたことがあるものを選択してください。(複数回答可)

- ・「交差点で一時停止や減速せず急に飛び出す」が約7割で最も多く、次いで「スマホや携帯電話などを操作しながら走る」が約6割を占めています。

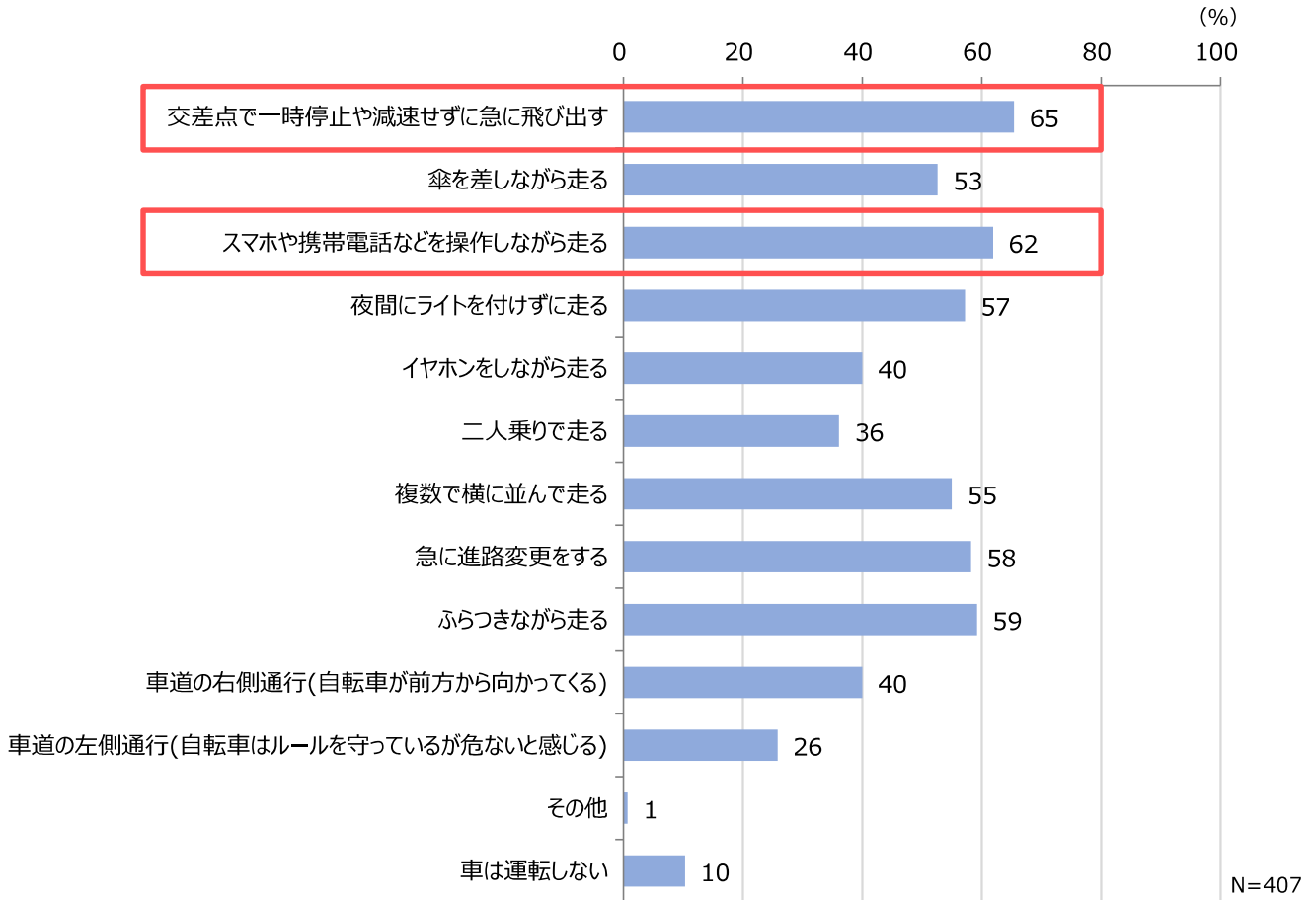


図-8 車を運転中、車道上で自転車の行為について危ないと感じたことがあるもの

設問7 あなたが車を運転していて自転車走行空間についてどう思いますか？(複数回答可)

- ・「自転車が車道を走行するということを意識しながら運転できる」が約7割で最も多いです。

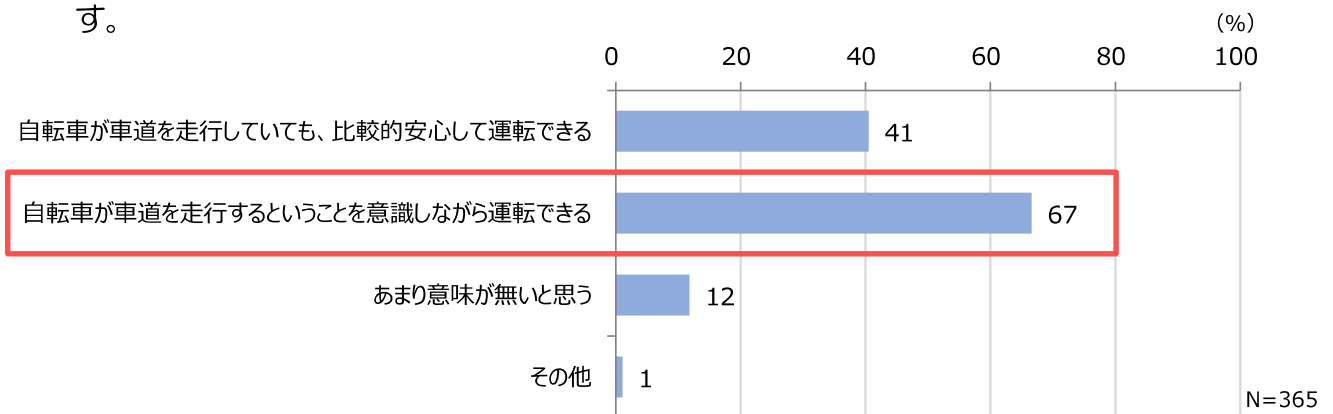


図-9 自転車走行空間について思うこと

設問8 あなたが歩いていて、自転車運転者の行為について危ないと感じたことがあるものを選択してください。(複数回答可)

- ・「歩道でスピードを緩めずに走る」が約7割で最も多く、次いで「スマホや携帯電話などを操作しながら走る」が約6割で多いです。

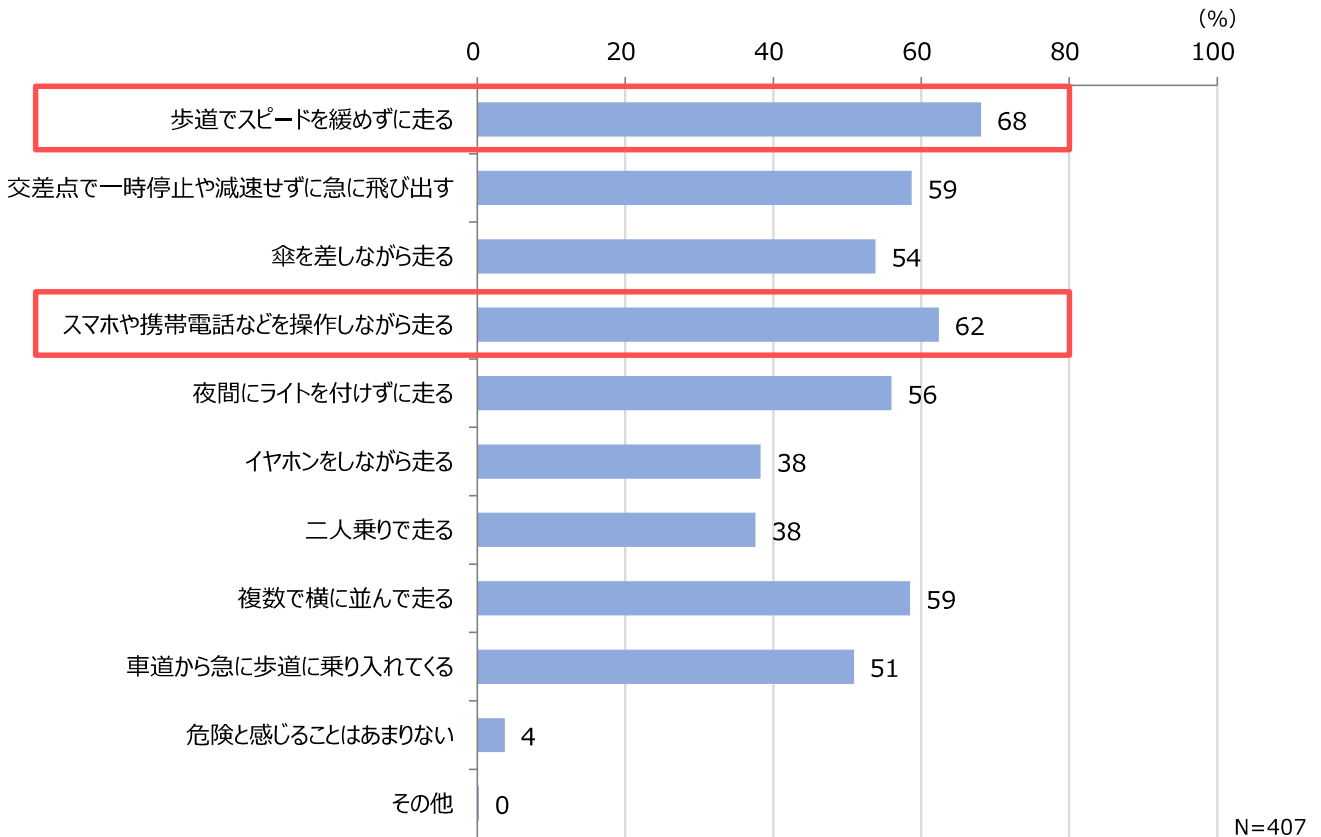


図-10 歩いている時に自転車の行為について危ないと感じたことがあるもの

設問9 あなたは自転車保険に加入していますか。

- ・「はい（自転車保険に加入している）」が約5割、「いいえ（自転車保険に加入していない）」が約4割を占めています。また、「わからない」が約1割を占めています。

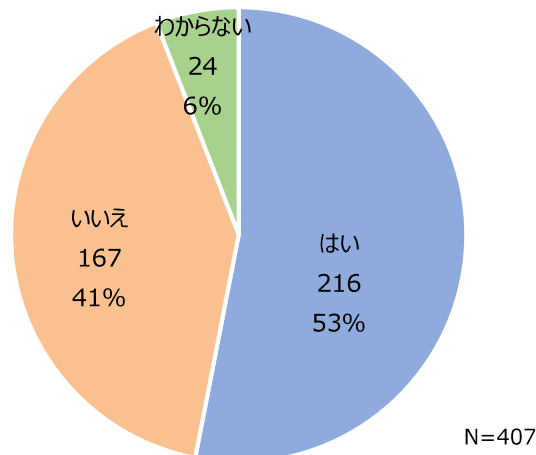


図-11 自転車保険の加入について

設問10 設問9で「いいえ」と回答した人に聞きます。今後自転車保険に加入しようと考えていますか？

- 「いいえ（今後も自転車保険に加入しない）」が約6割で「はい（今後自転車保険に加入する）」の約4割を上回っています。

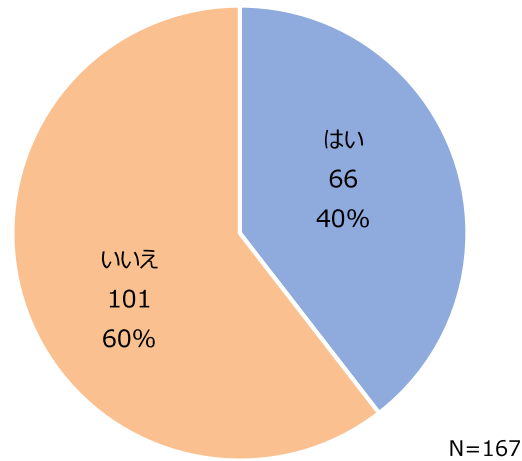


図-12 今後の自転車保険加入の意向について

設問11 あなたは、普段、自転車に乗るとき、ヘルメットを着用していますか？

- 「いいえ（ヘルメットを着用していない）」が約8割で「はい（ヘルメットを着用している）」の約2割を上回っています。

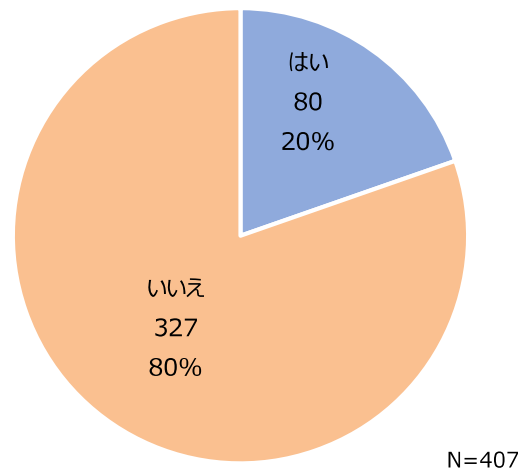


図-13 ヘルメットの着用について

- 設問12** 設問11で「いいえ」と回答した人に聞きます。今後ヘルメットを購入、着用しようと考えていますか？
- 「いいえ（今後もヘルメットを購入、着用しない）」が約6割で「はい（今後ヘルメットを購入、着用する）」の約4割を上回っています。

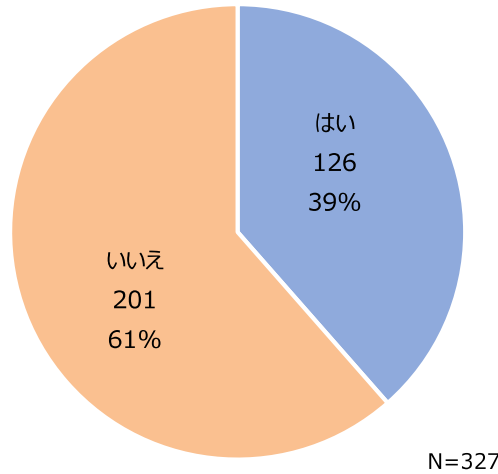


図-14 今後のヘルメット購入、着用の意向について

- 設問13** 設問12で「いいえ」と回答した人に聞きます。ヘルメットを着用しない理由を選択してください。（複数回答可）
- 「義務では無いから」が約5割で最も多いです。

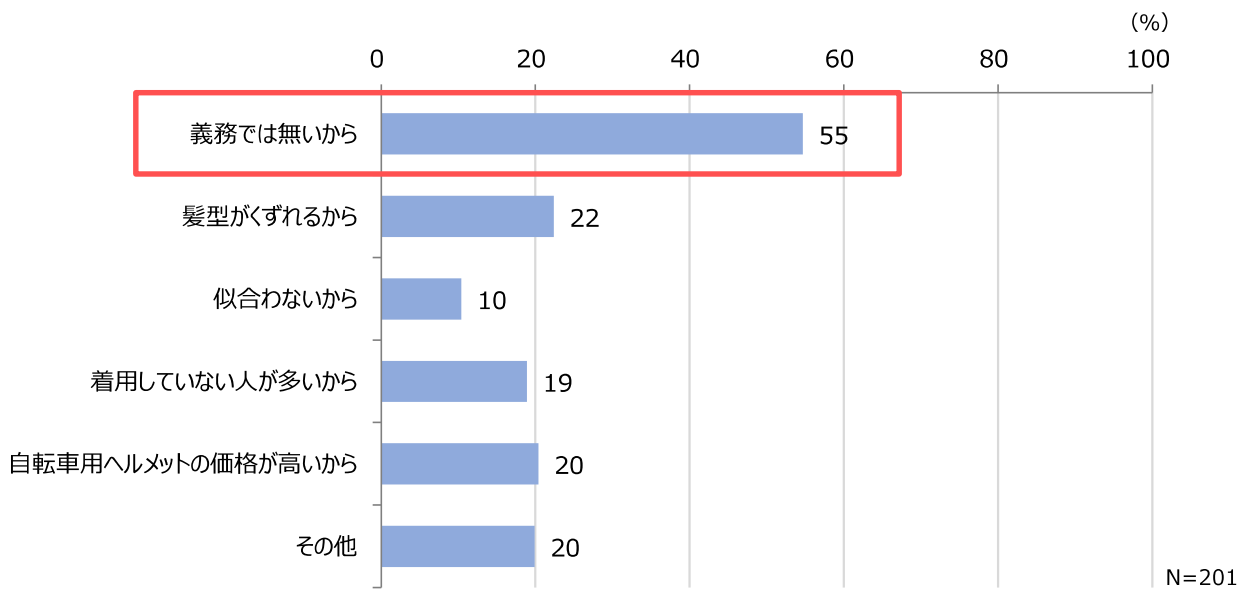


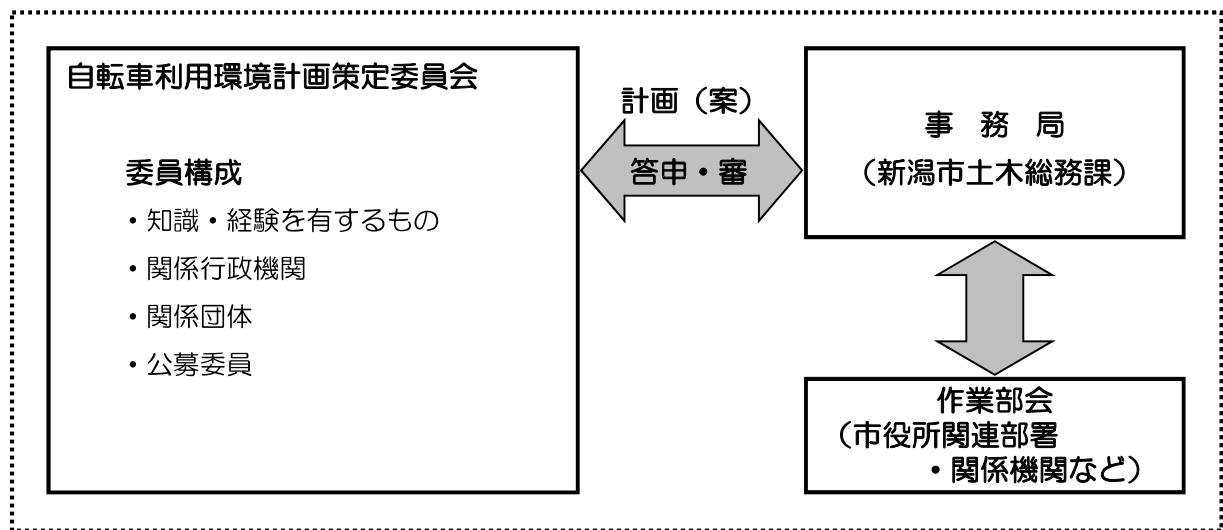
図-15 ヘルメットを着用しない理由について

(2) 新潟市自転車利用環境計画策定委員会・新潟市自転車利用環境推進委員会

1) 新潟市自転車利用環境計画策定委員会

①新潟市自転車利用環境計画策定委員会の設置

自転車利用環境計画の策定に向けて、「新潟市自転車利用環境計画策定委員会」を設置し、以下の策定体系とします。



②新潟市自転車利用環境計画策定委員会の構成員（平成21年度）

新潟市自転車利用環境計画策定委員会は、以下の委員により構成します。

| 区分 | 現職等 | 氏名 | 備考 |
|--------------|---------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 知識・経験を有するもの | 新潟大学工学部建設学科 准教授 | 委員長 岩佐 明彦 <small>いわさ あきひこ</small> | ・水と土の芸術祭を題材に自転車走行ルートの研究（研究室） |
| | 茨城大学工学部都市システム工学科 教授 | 金 利昭 <small>きん としあき</small> | ・自転車空間研究小委員会（土木学会土木計画学研究委員会） 幹事長 |
| | NPO法人 自転車活用推進研究会 事務局長 | 小林 成基 <small>こばやし しげき</small> | ・都市交通としての自転車利用活用推進研究会（社）日本交通計画協会 委員 ・にいがた市民大学講座「自転車の”みち”をつくろう」講師（H20年度） |
| | 「自転車のまち”新潟”」の会 会長 | 岩間 正吉 <small>いわま まさよし</small> | ・にいがた市民大学講座の市民企画講座として、「自転車の”みち”をつくろう」を提案 ・上記受講者を中心に「自転車のまち”新潟”」の会を設立 |
| | 株式会社サイクルシテイにいがた 取締役 | 高橋 正良 <small>たかはし まさよし</small> | ・レンタサイクル研究会 事務局 メンバー ・新潟市自転車を活用したまちづくり推進協議会メンバー |
| | NPO法人 越のみちネットワーク女性会議 副理事長 | 栗山 靖子 <small>くりやま やすこ</small> | ・安全・安心の心豊かなくらしづくり・まちづくり・みちづくりをテーマに活動するNPO法人 ・新潟市の自転車利用を考える懇談会（H20新潟国道事務所）委員 |
| 関係行政機関 | 国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 事務所長 | 田中 倫英 <small>たなか とらひで</small> | |
| | 新潟県警察本部 交通部 交通規制課 課長 | 平田 英司 <small>ひらた えいじ</small> | |
| 関係団体（公共交通機関） | 東日本旅客鉄道(株)新潟支社総務部企画室 室長 | 西田 聡 <small>にしだ さとし</small> | |
| | 新潟交通株式会社乗合バス部指導課 課長 | 和田 徹 <small>わだ とおる</small> | |
| 公募委員 | | 幸田 健太 <small>こうだ けんた</small> | |
| | | 清野 みよ子 <small>せいの みよこ</small> | |

③新潟市自転車利用環境計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 市民に身近な乗り物である自転車の利用環境を整備し、自転車利用の利便性の高い快適で安全な自転車利用環境計画を策定するため、委員会の設置と審議に必要な事項を定める。

（委員会の審議事項）

第2条 委員会は、事務局の計画案について審議し、自転車利用環境計画を策定する。

（委員会の名称）

第3条 この委員会は、新潟市自転車利用環境計画策定委員会（以下「委員会」という。）という。

（委員及び組織）

第4条 委員会は、20人以内を持って組織し、知識経験を有する者、市民及び関係行政機関等で構成し、その構成は別表1のとおりとする。

2 委員会の委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を代表し、審議を処理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務に当る。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、土木部土木総務課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。

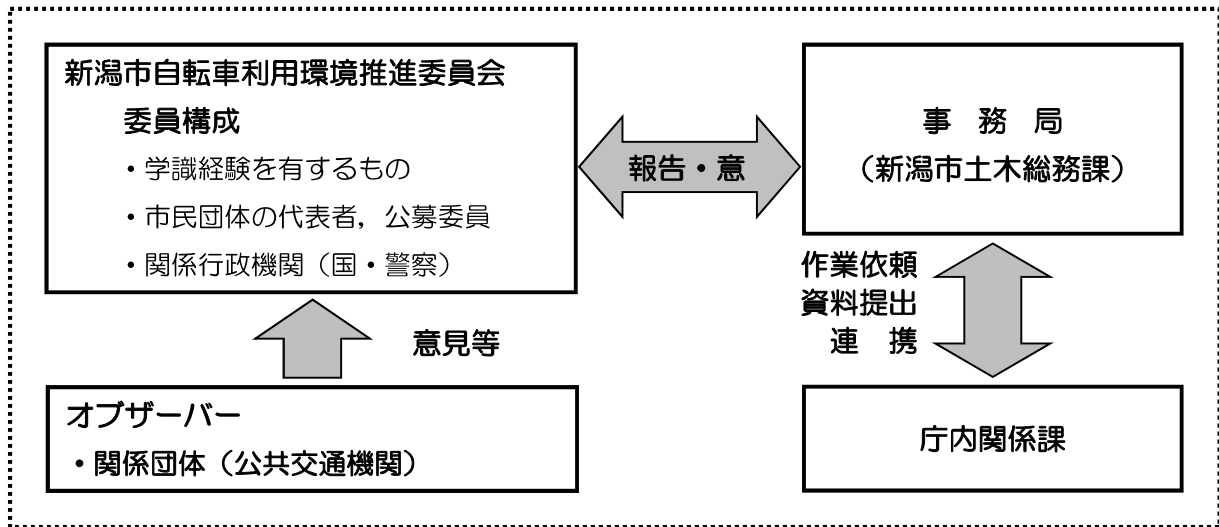
別表1 新潟市自転車利用環境計画策定委員構成

| | |
|--------------|-----------|
| 知識・経験を有するもの | 6名程度 |
| 関係行政機関 | 2名程度 |
| 関係団体（公共交通機関） | 2名程度 |
| 公募委員 | 男性1名、女性1名 |

2) 新潟市自転車利用環境推進委員会（平成25年度～平成30年度）

①新潟市自転車利用環境推進委員会の設置

委員会は、平成22年3月に策定した「新潟市自転車利用環境計画」の進捗状況を把握し、事務局が作成した施策の修正案、設定した評価指標についての意見聴取を行います。「新潟市自転車利用環境推進委員会」を開催し、以下の体系とします。



②新潟市自転車利用環境推進委員会の構成員（平成25年度）

新潟市自転車利用環境推進委員会は、以下の委員により構成します。

| 委員 | | |
|------------------|--------------------------------|---------------|
| 区分 | 現職等 | 氏名 |
| 学識経験者 | 新潟大学工学部建設学科 准教授 | 委員長 岩佐 明彦 |
| | 茨城大学工学部都市システム工学科 教授 | 金 利昭 |
| 団体代表 | NPO法人 自転車活用推進研究会 理事長 | 小林 成基 |
| | 「自転車のまち”新潟”」の会 会長 | 岩間 正吉 |
| | にいがたレンタサイクル研究会事務局長 | 高橋 正良 |
| | NPO法人 ワーキングウィ メンズアソシエーション理事 | 栗山 靖子 |
| | NPO法人 まちづくり学校代表理事 | 長谷川 美香 |
| | 新潟県交通安全協会女性部長（理事） | 金子 和子 |
| 関係行政機関 | 国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 事務所長 | 松本 健 |
| | 新潟県警察本部交通部交通規制課長 | 大桃 正明 |
| 公募委員 | | 杉本 道秋 |
| | | 渡辺 直子 |
| オブザーバー | | |
| 区分 | 現職等 | 氏名 |
| 関係団体 （公共交通機関） | 東日本旅客鉄道(株)新潟支社総務部企画室長 | 西田 聡 （第1回） |
| | 新潟交通株式会社乗合バス部運転保安課長 | 石塚 毅 （第2回） |
| | | 和田 徹 |
| 事務局 | | |
| 区分 | 現職等 | 氏名 |
| 事務局 | 新潟市土木部土木総務課 | |

③新潟市自転車利用環境推進委員会設置要綱（平成25年度）

（目的）

第1条 新潟市自転車利用環境計画の推進について、市民、学識経験者、関係行政機関からの幅広い意見を聴取することを目的として、新潟市自転車利用環境推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

（開催期間）

第2条 委員会の開催期間は、平成32年3月31日までとする。

（委員構成）

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員会には、必要に応じオブザーバーを置くものとする。

（委員任期）

第4条 委員の任期は、就任した日から就任した日の年度の末日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会の進行を行う。

3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は、公開とする。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、土木部土木総務課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

④新潟市自転車利用環境推進委員会の構成員（平成29、30年度）

新潟市自転車利用環境推進委員会は、以下の委員により構成します。

| 委員 | | |
|-------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 区分 | 現職等 | 氏名 |
| 学識経験者 | 法政大学デザイン工学部建築学科 教授 | 委員長 いわさ あきひこ 岩佐 明彦 |
| | 茨城大学工学部都市交通システム工学科 教授 | きん としあき 釜 利昭 |
| 団体代表 | NPO法人 自転車活用推進研究会 理事長 | こばやし しげき 小林 成基 |
| | 「自転車のまち”新潟”」の会 会長 | いわま まさよし 岩間 正吉 |
| | にいがたレンタサイクル 会長 | たかはし まさよし 高橋 止良 |
| | NPO法人 ワーキングウィメンズアソシエーション | くりやま やすこ 栗山 靖子 |
| | NPO法人 まちづくり学校代表理事 | なかむら みか 中村 美香 |
| | 新潟市安全協会女性部長 | はやし よしこ 林 禎子 |
| | 新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」企画員 | おおえ ようこ 大江 洋子 |
| 関係行政機関 | 国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 事務所長 | おおえ まさひろ 大江 真弘 (H29) |
| | | たなか はじめ 田中 創 (H30) |
| | 新潟県警察本部交通部 交通規制課長 | ましま ゆたか 真島 豊 |
| その他市長が 必要と認める者 | 新潟市立万代高等学校生徒指導部教員 | さいとう りえこ 斉藤 理恵子 |
| | 子育て支援ファシリテーター | いまい まなみ 今井 麻奈美 |
| オブザーバー | | |
| 区分 | 現職等 | 氏名 |
| 関係団体 (公共交通機関) | 東日本旅客鉄道(株) 新潟支社 総務部 企画部長 | いしづか たけし 石塚 毅 (H29) |
| | 東日本旅客鉄道(株) 新潟支社 総務部 企画室長 | みつもと かずひこ 三本 和彦 (H30) |
| | 新潟交通(株)乗合バス部 部長 | むらやま ゆうき 村山 優樹 (H29) |
| | | わだ とおる 和田 徹 (H30) |
| 事務局 | | |
| 区分 | 現職等 | 氏名 |
| 事務局 | 新潟市土木部土木総務課 | |

⑤新潟市自転車利用環境推進委員会設置要綱（平成29、30年度）

（目的）

第1条 新潟市自転車利用環境の推進にあたり、計画の策定や見直しについて、市民、学識経験者、関係行政機関からの幅広い意見を聴取することを目的として、新潟市自転車利用環境計画推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

（開催期間）

第2条 委員会の開催期間は、平成32年3月31日までとする。

（委員構成）

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

（1）学識経験を有する者

（2）関係行政機関の職員

（3）市民団体の代表者

（4）公募による市民

（5）その他市長が必要と認める者

3 委員会には、必要に応じオブザーバーを置くものとする。

（委員任期）

第4条 委員の任期は、就任した日から就任した日の年度の末日とする。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会の進行を行う。

3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第7条 委員会は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 委員会は、公開とする。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、土木部土木総務課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

（施行期日等）

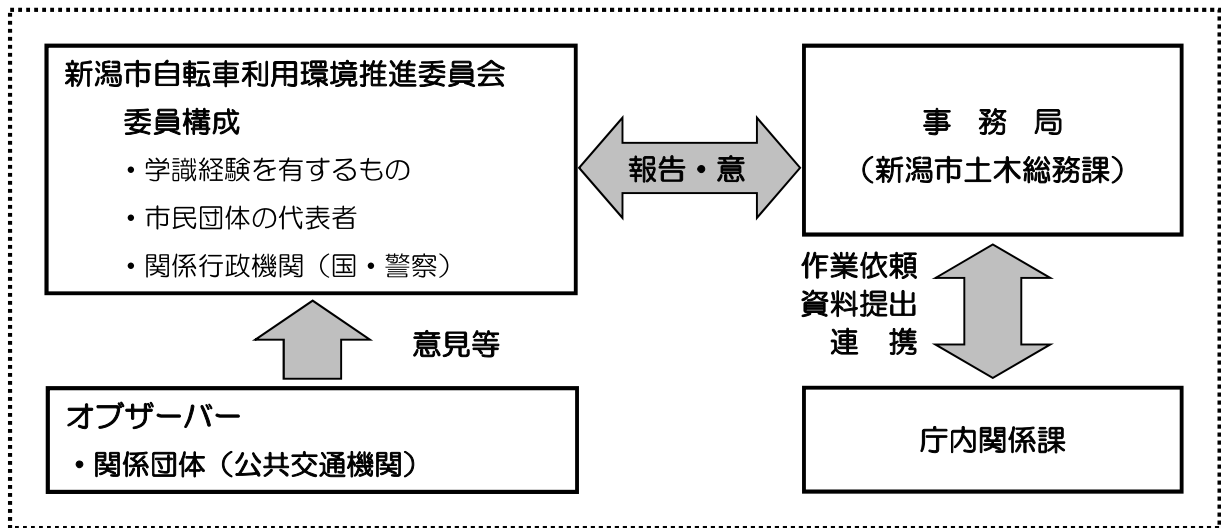
3 この要綱は、平成29年10月13日から施行する。

3) 新潟市自転車利用環境推進委員会（令和4年度～）

①新潟市自転車利用環境推進委員会の設置

「新潟市自転車利用環境計画」（平成22年3月策定、平成31年3月改訂）について、計画の達成度の評価、および計画の改定を検討するにあたり、学識経験者、関係団体、関係行政機関などからの幅広い意見を聴取し、意見交換を行います。

「新潟市自転車利用環境推進委員会」を開催し、以下の体系とします。



②新潟市自転車利用環境推進委員会の構成員（令和4,5年度）

新潟市自転車利用環境推進委員会は、以下の委員により構成します。

| 委員 | | |
|-------------------|------------------------------|---------------------------------------------------|
| 区分 | 現職等 | 氏名 |
| 学識経験者 | 法政大学デザイン工学部建築学科 教授 | 委員長 岩佐 明彦 いわき あきひこ |
| | 茨城大学理工研究科 名誉教授 | 金 利昭 きん としあき |
| 団体代表 | NPO法人 自転車活用推進研究会 理事長 | 小林 成基 こばやし しげき |
| | 「自転車のまち”新潟”」の会 会長 | 岩間 正吉 (R4) いわた まさよし 滝井 秀行 (R5) たきい ひでゆき |
| | 一般社団法人 にいがたレンタサイクル 代表理事 | 高橋 正良 たかはし まさよし |
| | 新潟ゆとりロード協議会 委員 | 栗山 靖子 くりやま やすこ |
| | NPO法人 まちづくり学校 事業推進部 コーディネーター | 中村 美香 なかつむら みか |
| | 新潟県交通安全協会女性部長 | 磯野 弘子 いその ひろこ |
| 関係行政機関 | 国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 調査課長 | 一丸 結夢 (R4) いちまる ゆうむ 水道 龍次 (R5) すいどう りゅうじ |
| | 新潟県警察本部交通部 交通規制課長 | 中川 建市 なかがわ けんいち |
| その他市長が 必要と認める者 | NPO法人はぐハグ 副理事長 | 今井 麻奈美 いまい まなみ |
| | フリーアナウンサー | 真木 美智代 (R4) まき みちよ |
| | ライフカラープランナー | 増子 和美 ますこ かずみ |
| オブザーバー | | |
| 区分 | 現職等 | 氏名 |
| 関係団体 (公共交通機関等) | 東日本旅客鉄道(株)新潟支社 総務部 企画戦略室長 | 吉田 勤 よしだ つとむ |
| | 新潟交通株式会社乗合バス部 運転保安課長 | 金子 英一 かねこ ひでかず |
| | 「自転車のまち”新潟”」の会 会員 | 岩間 正吉 (R5) いわた まさよし |
| 事務局 | | |
| 区分 | 現職等 | 氏名 |
| 事務局 | 新潟市土木部土木総務課 | |

③新潟市自転車利用環境推進委員会設置要綱（令和4,5年度）

（目的）

第1条 新潟市自転車利用環境計画（以下「計画」という。）の推進にあたり、次に掲げることについて、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、新潟市自転車利用環境推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- （1）計画の達成度評価に関すること
- （2）計画の改訂に関すること
- （3）そのほか、委員会が必要と認めること

（開催期間）

第2条 委員会の開催期間は、令和6年3月31日までとする。

（委員構成）

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）市民団体の代表者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）その他市長が必要と認める者

（委員任期）

第4条 委員の任期は、就任した日から就任した日の年度の末日とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、在任期間が令和6年3月31日を超えて再任することはできない。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会の進行を行う。

3 委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、新潟市情報公開条例第16条の規定により非公開とすることができる。

（庶務）

第8条 委員会の事務局は、土木部土木総務課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和4年11月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(3) 新潟市自転車利用環境計画の策定経過

新潟市自転車利用環境計画の策定経緯を以下に示します。

①H22.3自転車利用環境計画策定の経緯

| 年月日 | 会議名・調査名 | 議事内容 |
|-----------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成21年9月1日 | 第1回自転車利用環境計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 計画概要とスケジュール 新潟市における自転車利用の現状とこれまでの取り組み 自転車利用環境計画の策定方針 |
| 平成21年11月24日 | 第2回自転車利用環境計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 計画（素案）の方向性の確認（走行計画、駐輪計画、放置自転車対策計画、啓発計画） |
| 平成22年1月8日～平成22年2月8日 | パブリックコメント | <ul style="list-style-type: none"> 新潟市自転車利用環境計画（案）に対する意見募集 |
| 平成22年1月26日～平成22年1月27日 | 新潟市自転車利用環境計画策定委員会 有識者懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> 計画の進め方 具体的な整備方針 |
| 平成22年3月1日 | 第3回自転車利用環境計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの意見書集計結果 新潟市自転車利用環境計画(案) |

②H26.3自転車利用環境計画改訂の経緯

| 年月日 | 会議名・調査名 | 議事内容 |
|------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年5月25日 | 第1回新潟市自転車利用環境推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 計画概要とスケジュール 計画の取組、進捗状況と効果検証 計画の課題・改善点 新潟市自転車走行空間整備ガイドライン |
| 平成25年9月3日 | 第1回新潟市自転車利用環境推進委員会 有識者懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> 新潟市自転車利用環境計画(案)・矢羽根型表示簡易実験 新潟市自転車走行空間整備ガイドライン |
| 平成26年1月31日 | 第2回新潟市自転車利用環境推進委員会 有識者懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> 新潟市自転車走行空間整備ガイドライン |
| 平成26年1月31日 | 第2回新潟市自転車利用環境推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 新潟市自転車利用環境計画(案) 新潟市自転車走行空間整備ガイドライン |

③H31.3自転車利用環境計画改訂の経緯

| 年月日 | 会議名・調査名 | 議事内容 |
|--------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成29年10月16日 | 第1回新潟市自転車利用環境推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 計画概要とスケジュール 計画の取組、進捗状況と効果検証 計画の課題・改善点 新潟市自転車走行空間整備ガイドライン |
| 平成30年1月29日 | 第2回新潟市自転車利用環境推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 計画の取組、進捗状況と効果検証 新潟市自転車利用環境計画(案) 新潟市自転車走行空間整備ガイドライン |
| 平成30年10月1日 | 第3回新潟市自転車利用環境推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 新潟市自転車利用環境計画(案) 新潟市自転車走行空間整備ガイドライン |
| 平成30年12月18日 ～ 平成31年1月18日 | パブリックコメント | <ul style="list-style-type: none"> 新潟市自転車利用環境計画(案)に対する意見募集 |

④R6.3自転車利用環境計画改訂の経緯

| 年月日 | 会議名・調査名 | 議事内容 |
|-----------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年1月17日 | 第1回新潟市自転車利用環境推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> これまでの経緯と達成度の評価 次期計画の方向性 次期計画策定までの流れ |
| 令和5年8月30日 | 第2回新潟市自転車利用環境推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 第1回委員会の意見に対する資料等の提示 次期計画の方向性について 具体的な施策メニューの検討に向けたアンケート(案)について |
| 令和5年12月25日 | 第3回新潟市自転車利用環境推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 自転車のルールに関するアンケート調査結果 計画改訂のポイント 新潟市自転車利用環境計画(案) |
| 令和6年2月13日 ～ 令和6年3月14日 | パブリックコメント | <ul style="list-style-type: none"> 新潟市自転車利用環境計画(案)に対する意見募集 |

(4) 自転車活用推進計画と本計画の関係性

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づき自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年に閣議決定された自転車活用推進計画ですが、その後、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和3年5月28日に第2次自転車活用推進計画が閣議決定されました。

ここでは、新潟市自転車利用環境計画と自転車活用推進計画との対比を整理します。

1) 計画期間

| 自転車活用推進計画 | 新潟市自転車利用環境計画 |
|-----------------|------------------|
| 2025年度（令和7年度）まで | 2030年度（令和12年度）まで |

2) 主な現状と課題

| 自転車活用推進計画 | 新潟市自転車利用環境計画 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化や渋滞対策を進める上で自家用車利用を自転車利用への転換が必要 ○MaaS等デジタル化の進展を見据えた支援方策検討の必要性 ○新たな低速小型モビリティの登場 ○生活習慣病の予防による健康寿命の延伸 ○こどもの体力・運動能力は依然として低く、二極化 ○外国人観光客のニーズが体験型観光へと変化 ○インバウンドの需要回復を見据えた自転車を活用した観光地域づくりが必要 ○死亡事故の約8割を占める自転車の法令違反 ○自転車に関する交通ルールの周知と自転車事故の実態に即した安全教育の推進が重要 ○災害時における地域の安全安心の向上に資する自転車の活用が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ○自転車走行空間の整備延長の伸び悩み ○自転車走行空間未整備の計画路線が残存 ○路上駐輪が一定数残存 ○自転車の利用割合が低下 ○通行区分順守率が低水準 ○新潟市の一人当たりのCO₂排出量が多い ○新潟市の人口は減少傾向、高齢化率は増加傾向 ○自転車死亡事故の増加 ○全事故に占める自転車事故の割合は横ばい、全国的には増加傾向 ○中高生の自転車事故の割合が多い ○新潟県において自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化 |

3) 目標及び実施すべき施策

目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

コンパクトなまちづくりを推進するとともに、モビリティの多様化も見据えつつ、それぞれの地域における公共交通や自転車を活用したベストミックスの実現を目指し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図る。

| 実施すべき施策 ■：新潟市と関連がある措置 | 新潟市自転車利用環境計画との関係性 | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|--------------------|-------------------|
| | はしる 走行空間 計画 | とめる 駐輪 計画 | しくみ 放置自転車 対策 | まもる 啓発活動 計画 |
| 1. 自転車活用推進計画の策定及び施策の着実な実施 | | | | |
| ①地方公共団体における自転車活用推進計画策定の支援 ②地方公共団体における自転車活用推進計画への自転車ネットワークの明示 ③既往の自転車走行空間整備事例における効果の分析や課題の抽出 | ● | — | — | — |
| 2. 快適な自転車通行空間の計画的な整備の推進 | | | | |
| ①全国的な計画の策定と当該計画に基づいた整備の推進 ②ガイドラインの見直し ③「自転車通行帯」の各地方公共団体の条例への位置づけの促進 ④既往の自転車走行空間整備事例における効果の分析や課題の抽出 ⑤道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用 ⑥自転車に関する情報のオープンデータ化 ⑦地球温暖化防止に関する広報啓発の実施 | ● | ● | ● | ● |
| 3. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保 | | | | |
| ①路外共同荷さばき駐車場の整備等の路上荷さばき対策の推進 ②中央帯・植樹帯の活用等による弾力的な自転車通行空間の確保 ③パーキング・メーター等の撤去の検討 ④停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施を検討 ⑤違法駐車取締りの積極的な推進 ⑥違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切に推進 | — | — | — | ● |
| 4. シェアサイクルの普及促進 | | | | |
| ①ガイドラインのとりまとめ及び地方公共団体への周知 ②シェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援 ③サイクルポートの設置の推進 ④シェアサイクルサービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備の促進 ⑤災害時のシェアサイクルの活用 | ● | — | — | ● |
| 5. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進 | | | | |
| ①路上への駐輪場設置の促進に向けた検討 ②ニーズに応じた駐輪場の整備事例等の周知 ③鉄道事業者への積極的な協力の要請 ④サイクルラックに関する技術基準の見直し | — | ● | — | — |
| 6. 情報通信技術の活用の推進 | | | | |
| ①自転車プローブデータの活用による計画策定等の取組に対する支援 ②自転車に関する情報のオープンデータ化(再掲) ③シェアサイクルの自転車再配置へのAI技術等の活用 ④シェアサイクル等新しいモビリティサービスのMaaSにおける活用支援 ⑤「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の周知 | — | ● | — | ● |
| 7. 生活道路対策や無電柱化と合わせた自転車通行空間整備 | | | | |
| ①まちづくりと連携した自転車施策の推進 ②ほこみち等における回遊性の向上や自転車通行空間の整備の促進 ③ゾーン30の整備等の生活道路における交通安全対策の実施 ④無電柱化と合わせた自転車通行空間の確保 | ● | — | — | ● |

目標 2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

自転車競技や日常生活における自転車利用も含めた生涯スポーツの普及奨励により、心身の健全な発達や生きがいのある豊かな生活の実現、健康寿命の延伸を目指す。

| 実施すべき施策 ■：新潟市と関連がある措置 | 新潟市自転車利用環境計画との関係性 | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|--------------------|-------------------|
| | はしる 走行空間 計画 | とめる 駐輪 計画 | しくみ 放置自転車 対策 | まもる 啓発活動 計画 |
| 8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進 ①競技施設整備に対する支援の在り方に関する検討 | — | — | — | — |
| 9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出やサイクルスポーツ振興の推進 ①既設競輪場や公園等の有効活用の促進 ②自転車の多様性を踏まえた走行環境の在り方に関する検討 ③タンDEM自転車の公道走行に関する検討 | — | — | — | — |
| 10. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進 ①自転車活用による健康増進に関する広報啓発 ②自転車を活用した好事例の情報収集及び情報の発信 ③自転車を利用した健康増進に関する科学的知見の収集及び広報啓発の推進 | — | — | — | ● |
| 11. 自転車通勤の促進 ①「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの周知、広報啓発の強化 ②企業等による自転車通勤制度の導入の促進 ③国の機関における駐輪場の整備、サイクルポートの設置 | — | — | — | ● |

目標 3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

自転車を楽しむ、あるいは自転車で楽しむ体験型・交流型旅行の促進や、市民参加型サイクリングイベント、世界のトップアスリートが参加する自転車競技の誘致・開催等を通じた持続可能な観光地域づくりを推進し、自転車を活用した地域の活性化を目指す。

| 実施すべき施策 ■：新潟市と関連がある措置 | 新潟市自転車利用環境計画との関係性 | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|--------------------|-------------------|
| | はしる 走行空間 計画 | とめる 駐輪 計画 | しくみ 放置自転車 対策 | まもる 啓発活動 計画 |
| 12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致 ①国際会議の誘致・開催に向けた検討 ②国際的なサイクリング大会に対する支援の在り方の検討 | — | — | — | — |
| 13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出 ①サイクリングルートの整備及び国内外のサイクリストの誘客 ②横断的な協議機関の設置の促進による自転車通行空間整備の推進 ③好事例の共有によるサイクリートレーン等の実施拡大 ④道の駅や鉄道駅等のサイクリスト受入サービスの充実 ⑤サイクルツーリズムを含む体験型・滞在型コンテンツの充実 ⑥森林を有する地域が連携・協働したコース整備等の取組事例の収集・発信 | ● | — | — | ● |

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車利用者が、交通ルールの順守を徹底し、歩行者へ思いやりをもって運転することが重要。その上で歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあっている安全で安心な交通環境を創出し、自転車交通事故ゼロの社会を目指すとともに、利用目的に応じた良質で利用しやすい自転車の普及と安全性確保等により、自転車交通事故ゼロの社会を目指す。

| 実施すべき施策 ■：新潟市と関連がある措置 | 新潟市自転車利用環境計画との関係性 | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|--------------------|-------------------|
| | はしる 走行空間 計画 | とめる 駐輪 計画 | しくみ 放置自転車 対策 | まもる 啓発活動 計画 |
| 14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進 | | | | |
| ①自転車の安全基準の改正及び情報提供の実施 ②消費者の安全な自転車利用につながる広報啓発 ③自転車の積載制限に関する検討 | — | — | — | — |
| 15. 安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及 | | | | |
| ①高齢者等が安全・快適に自転車を利用できる技術・製品開発の支援 ②自転車の多様性を踏まえた走行環境の在り方に関する検討(再掲) ③タンDEM自転車の公道走行に関する検討(再掲) | — | — | — | — |
| 16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進 | | | | |
| ①自転車安全整備士に係る資格試験への支援 ②自転車技工・自転車安全整備士の受験要件の緩和等に関する検討 ③消費者に対する適切な自転車の購入の支援 | — | — | — | — |
| 17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施 | | | | |
| ①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知 ②交通安全意識向上を図るための広報啓発 ③ヘルメット着用の促進に向けた広報啓発 ④自転車運転者講習制度の着実な運用 ⑤交通安全に関する指導技術の向上 ⑥高齢者向けの交通安全教室の実施 ⑦自転車通行空間の整備形態に合わせた通行ルールの広報啓発 ⑧国及び地方公共団体職員に対するルールの遵守の徹底 ⑨自動車教習所における教育の実施 ⑩高齢者等が安全・快適に自転車を利用できる技術・製品開発の支援(再掲) ⑪自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りの実施 ⑫関係機関と連携した指導啓発活動や警察による指導取締の実施 ⑬自動車運転免許更新時講習における自転車の交通ルールの周知 ⑭高齢運転者に対する自転車交通ルールの周知 | — | — | — | ● |
| 18. 学校における交通安全教室の開催等の推進 | | | | |
| ①交通安全教室の講師へ向けた講習会開催の支援 ②未就学児及び児童への効果的な交通安全教育や保護者の安全意識向上 ③自転車通学・通行の視点を踏まえた通学路の安全点検の実施 | — | — | — | ● |
| 19. 自転車活用推進計画の策定及び施策の着実な実施(再掲) | | | | |
| ①地方公共団体における自転車活用推進計画策定の支援(再掲) ②地方公共団体における自転車活用推進計画への自転車ネットワークの明示(再掲) ③既往の自転車走行空間整備事例における効果の分析や課題の抽出(再掲) | ● | — | — | — |

| 実施すべき施策 ■：新潟市と関連がある措置 | 新潟市自転車利用環境計画との関係性 | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|--------------------|-------------------|
| | はしる 走行空間 計画 | とめる 駐輪 計画 | しくみ 放置自転車 対策 | まもる 啓発活動 計画 |
| 20. 快適な自転車通行空間の計画的な整備の推進(再掲) | | | | |
| ①全国的な計画の策定と当該計画に基づいた整備の推進(再掲) ②ガイドラインの見直し(再掲) ③「自転車通行帯」の各地方公共団体の条例への位置づけの促進(再掲) ④既存の自転車走行空間整備事例における効果の分析や課題の抽出(再掲) ⑤道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用(再掲) ⑥自転車に関する情報のオープンデータ化(再掲) | ● | ● | ● | — |
| 21. 災害時における自転車の活用の推進 | | | | |
| ①災害時における自転車活用の観点からの見直し ②地方公共団体における災害時の自転車活用の促進 ③災害時のシェアサイクルの活用 | — | — | ● | — |
| 22. 自転車損害賠償責任保険等加入の促進 | | | | |
| ①自転車損害賠償責任保険等加入を義務付ける条例制定の促進 ②自転車損害賠償責任保険等加入の必要性等に関する情報提供の実施 ③経済団体等を通じた企業の自転車損害賠償責任保険等加入促進の広報 ④自転車小売事業者等における自転車購入者への加入の促進 | — | — | — | ● |

(5) 用語解説集

※1 自転車 (P1)

本計画において定義する自転車は、道路交通法第63条の3に規定する「普通自転車」とします。

なお、「普通自転車」とは、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないものを指します。

「内閣府令で定める基準」としては、道路交通法施行規則第9条の2で次のように規定されています。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
 - イ 長さ 190 センチメートル
 - ロ 幅 60 センチメートル
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - イ 4輪以下の自転車であること。
 - ロ 側車を付していないこと。
 - ハ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。
 - ニ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
 - ホ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

※2 CO₂排出量 (P7、P11)

世界の平均気温が上昇し、近年では世界中で気候変動（猛暑、異常降雨など）が発生しています。産業革命以降の気候システムの変化には、人間活動が深く関係しています。産業革命以降、人間は化石燃料を大量に燃やして使用することで、大気中への二酸化炭素（CO₂）の排出を急速に増加させてしまいました。このため、温室効果が強くなり、地表面の温度が上昇しています。

新潟市では、家庭部門から発生するCO₂と運輸部門から発生するCO₂の割合が高く、家庭部門では省エネ活動、エネルギー使用機器の効率化、住宅の断熱化などを進め排出量の削減を進めています。運輸部門では、電気自動車等のエコカーの普及のほか、公共交通などへの転換を進めています。これは、人の移動に係るCO₂排出量をみると、自動車はバスの約1.2倍、電車の約5倍であることから、過度な自動車利用を見直しが必要と考えているためです。

本計画で進める自転車利用の促進は運輸部門のCO₂対策の一環であると位置づけられます。

※3 運輸部門 (P11)

環境省が公表している温室効果ガス排出量推計値における部門別のCO₂排出量のうち、運輸部門のCO₂排出量のことです。旅客自動車、貨物自動車、鉄道、船舶におけるCO₂排出量の合算値であり、各市町村の保有車両数より推計して算出されます。なお、鉄道・船舶における排出量は運輸部門の1割以下であり、9割以上を旅客自動車、貨物自動車が占めます。

※4 自転車指導啓発重点地区・路線 (P18、P39、P54、P67)

自転車指導啓発重点地区・路線とは、歩道上における自転車と歩行者の交錯や、自転車交通ルール違反等の実態から自転車関連事故が発生し、又は発生が懸念され、県警察が重点的・計画的に指導啓発活動等を実施する場所のことです。

※5 アウトプット指標・アウトカム指標（P19、P20、P26）

一般にアウトプットは結果、アウトカムはその結果に伴う効果、成果を意味します。

これまでの計画では、「はしる」、「とめる」、「しくみ」、「まもる」に係る最重点の施策メニューの実施目標をアウトプット指標（活動指標）として設定し、目標と実施状況を比較して、施策の進展状況を把握していました。また、上記の施策を通じて本計画が掲げるビジョンにどこまで近づいたかを把握する指標として、5つの指標を設定していました。これは施策の効果、成果として現れるものであるため、これまでの計画では「アウトカム指標（成果指標）」と呼んでいました。

※6 新潟市自転車走行空間ガイドライン（P20、P65、P66）

本計画の「はしる～走行空間計画～」において、新潟市内の自転車走行空間の統一的な整備を図るために以下の項目でガイドラインを作成しています。

①歩行者、自転車、自動車の分離方法

自転車道などで構造的に分離する方法、自転車通行帯などで視覚的に分離する方法、矢羽根型路面表示などで自転車と自動車を混在する方法

②歩道・自転車歩行者道の考え方（自転車は車道走行を原則とし、歩行者の安全確保）

③路肩幅員の考え方（積雪期には自転車走行空間を堆雪幅として活用）

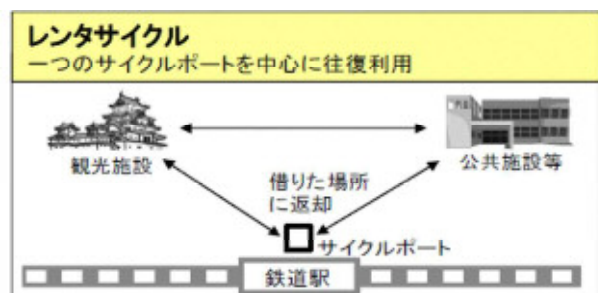
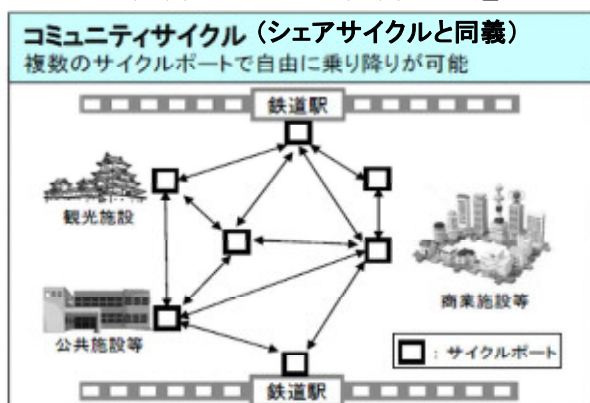
④矢羽根型路面表示やピクトグラムの設置基準

※7 シェアサイクル、レンタサイクル（P25、P37、P51、P52、P58、P64）

○シェアサイクルとレンタサイクル

交通政策基本法に基づき策定された「交通政策基本計画」によると、シェアサイクルとは、「相互利用可能な複数のサイクルポート（駐輪場）からなる、自転車による面的な都市交通システム」と定義されています。また、レンタサイクルは、1つのサイクルポートを中心に往復利用するものと定義されています。

■シェアサイクルとレンタサイクルの違い



出典：第2回全国コミュニティサイクル担当者会議
国土交通省都市局発表資料

「にいがた2kmシェアサイクル」は複数のサイクルポートで貸出・返却ができるシステムなので、仕組みとしては「シェアサイクル」に分類されます。

各区で展開しているレンタサイクルは1つのサイクルポートを中心に往復利用するため、「レンタサイクル」に分類されます。

※8 交通手段分担率 (P26)

本計画で用いた交通手段分担率は、新潟市内都市交通特性調査の結果を活用しています。交通に関する調査は、通常、1日の人の動きに着目して以下の項目等を調査します。

○1日の人の動き (トリップ数)

人がある1つの目的をもって、ある地点から別の地点へ移動したときの単位を「トリップ」と言います。

トリップは移動の目的が変わるごとに1つのトリップと数えます。

右の例では、通勤：1トリップ+私事 (買い物など)：1トリップ+帰宅：1トリップ=3トリップとなります。



○代表交通手段 (1つのトリップの中で利用した主な交通手段)

1つのトリップでいくつかの交通手段を利用している場合、主な交通手段を「代表交通手段」と呼びます。

下図の例では、自宅から会社まで徒歩→鉄道→バス→徒歩の3種類の交通手段を使っています。都市交通特性調査では、鉄道→バス→二輪車→徒歩の順番で優先順位をつけており、下図の例では優先順位の高い鉄道が「代表交通手段」となります。



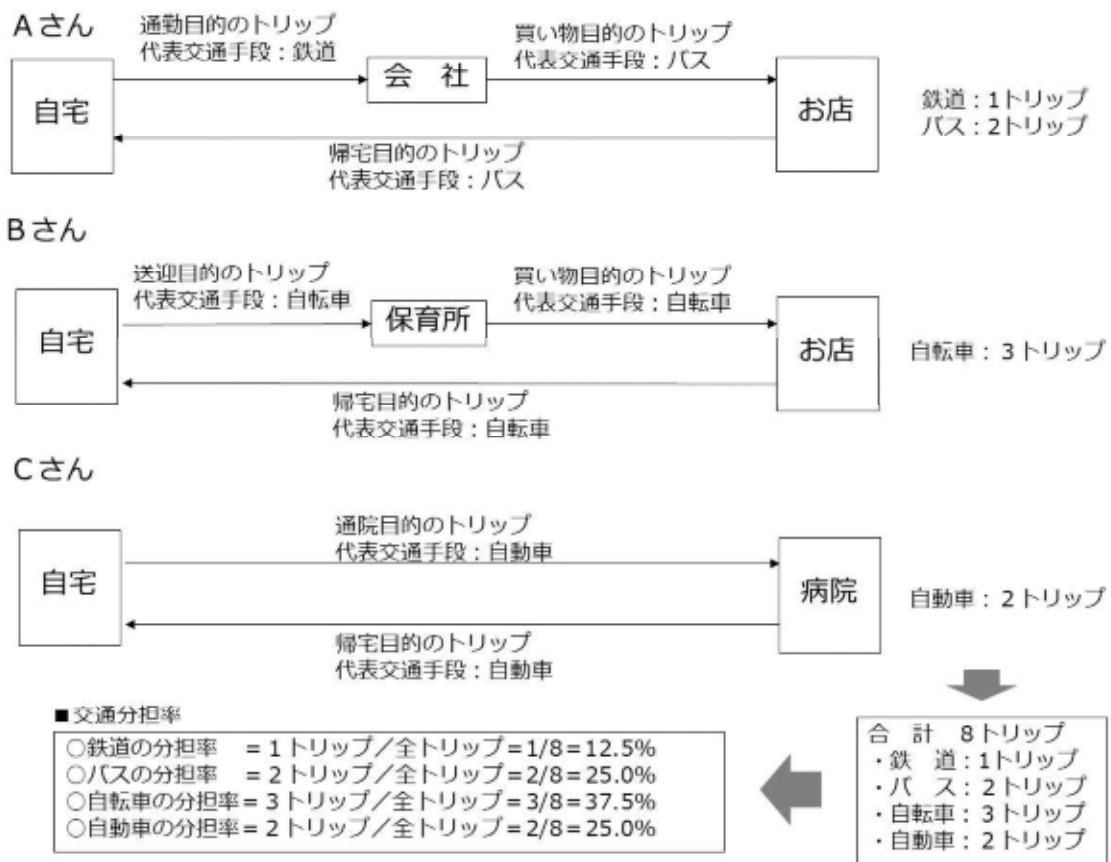
○交通手段分担率

上記のような1日の人の動き、利用する交通手段を調査して、「全ての交通手段のトリップ数」における「ある交通手段のトリップ数」の割合を集計して、「交通手段分担率」を設定します。

上記の通勤の例では、「通勤目的の全てのトリップ数」の中で、「鉄道を代表交通手段としているトリップ数」の割合が「通勤目的の代表交通手段における鉄道の交通分担率」となります。

本計画で用いている交通分担率は、「全ての目的のトリップ数におけるそれぞれの代表交通手段のトリップ数の割合」を示しています。従って、計画の達成目標として設定している「自転車分担率」は「全ての代表交通手段のトリップ数」において「自転車を利用しているトリップ数の割合」を示します。

(交通分担率の計算例)



※9 モビリティ (P35)

モビリティ (Mobility) は、本来「(体の) 動きやすさ、機動性」や「(社会などの) 流動性、移動性」を意味する英単語です。近年自動車メーカーをはじめとする交通関連事業者が移動や輸送に結び付けて使用する例が多く、モビリティといえば人の移動やモノの輸送などを指すことが多くなっています。

※10 サイクルイベント (P37、P52、P60、P64)

本計画では、自転車に関連するイベントを「サイクルイベント」と呼んでいます。
新潟市に関連する主なサイクルイベントとしては、市内外から多数の参加が見込まれる「新潟シティライド」や「新潟ヒルクライム」、各区で開催しているもので江南区の「いい汗 いい食 江南健幸ライド」、中央区の「ぐるっとサイクルツーリズム」があります。

※11 GISデータ (P44)

GIS (Geographic Information System : 地理情報システム) で使用されるデータのことです。各データが位置情報を持っており、GISソフトを使って可視化などを容易に行うことができます。

※12 オープンデータ (P44)

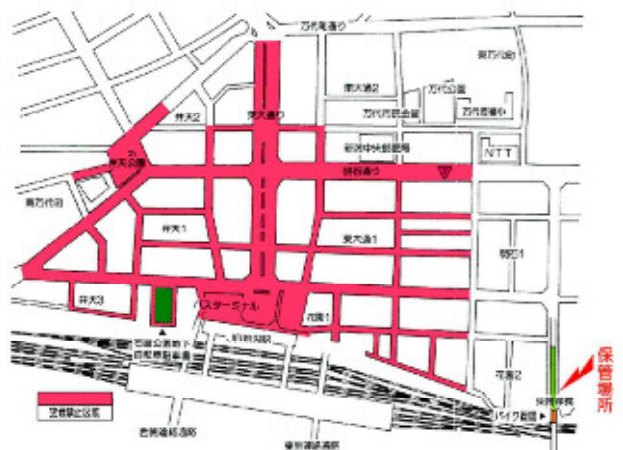
国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのことです。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの
3. 無償で利用できるもの

※13 放置禁止区域 (P48、P49、P50)

新潟市では、「新潟市自転車等放置防止条例」に基づき、道路や公園、駅前広場等の公共の場所に一定期間放置された自転車等(自転車・原動機付き自転車)の撤去・保管・返還を行っています。また、新潟駅万代口周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。放置禁止区域内に放置されている自転車等は即日撤去されます。

■自転車等放置禁止区域



※14 スケアード・ストレイト教育技法 (P53)

スタントマンが、実際に事故が起こる様子を再現し、強烈な恐怖を感じることでより交通安全のルールを守り適切な行動をとるよう促す方法をいいます。

※15 PDCAサイクル (P62)

「PDCA」とは、「Plan (プラン) = 計画」「Do (ドウ) = 実行」「Check (チェック) = 評価」「Act (アクト) = 改善・処置」の4つの英単語の頭文字で、「PDCAサイクル」とも呼ばれます。P→D→C→A→P……と、4つの段階を循環して継続的に行うことで、仕事を改善・効率化することができる方法とされています。

本計画では、「Do (施策の実施)」を「アウトプット指標 (活動指標)」で把握し、「Check (評価)」は「アウトカム指標 (成果指標)」で行うことで、課題や改善ポイントを整理して次の計画の改訂に繋げることを考えています。

※16 DID地区 (人口集中地区) (P65)

DID地区 (Densely Inhabited District) は「人口集中地区」といい、人口が集積した都市的地域を示すものであり、国勢調査基本単位区等を基礎単位として、

1) 原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、

2) それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域と定義されています。

その都市の都市部と農村部を大まかに区分するための指標の1つと考えられるため、本計画では、自転車ネットワークを計画するにあたり、自転車利用者が多いと考えられる都市部 (DID地区) を優先的に検討するものとしています。